

重要事項調査シート（法令に基づく制限の調べ方） 尾張旭市版

1. 都市計画法に基づく制限

項 目	市内	所管課	窓口	市役所内	電 話	区 域
都市計画区域	有	都市計画課	都市政策係	南庁舎 2 F	76-8156	市内全域
都市計画道路	有	都市計画課	都市政策係	南庁舎 2 F	76-8156	都市計画道路
開発行為の制限	有	都市計画課	建築住宅係	南庁舎 2 F	76-8158	敷地面積が500㎡以上の場合 （指導要綱）

2. 建築基準法に基づく制限

項 目	市内	所管課	窓口	市役所内	電 話	備 考
用途地域	有	都市計画課	都市政策係	南庁舎 2 F	76-8156	市街化区域
防火地域・準防火地域	有	都市計画課	都市政策係	南庁舎 2 F	76-8156	防火・準防火以外は全て22条区域
高度地区	有	都市計画課	都市政策係	南庁舎 2 F	76-8156	絶対高さのみ（斜線制限は無し）
風致地区	無	—	—	—	—	
航空機騒音障害防止地区	無	—	—	—	—	
歴史的風土特別保存地区	無	—	—	—	—	
緑地保全地域	無	—	—	—	—	
流通業務地区	無	—	—	—	—	
臨港地区	無	—	—	—	—	
生産緑地地区	有	公園農政課	公園緑地係	南庁舎 2 F	76-8161	
高度利用地区	有	都市計画課	都市政策係	南庁舎 2 F	76-8156	三郷駅前第一種市街地再開発事業 施行区域内のみ
特定街区	無	—	—	—	—	
中高層階住居専用地区	無	—	—	—	—	
航空機騒音障害防止特別地区	無	—	—	—	—	
伝統的建造物群保存地区	無	—	—	—	—	
文教地区	無	—	—	—	—	
特別工業地区	無	—	—	—	—	
研究開発地区	無	—	—	—	—	
景観地区	無	—	—	—	—	
臨海部防災区域	無	—	—	—	—	
地区計画区域	有	都市計画課	都市政策係	南庁舎 2 F	76-8156	市内8箇所
建築協定区域	無	—	—	—	—	
駐車場整備地区	無	—	—	—	—	
高層住居誘導地区	無	—	—	—	—	
緑化地域	無	—	—	—	—	
特別緑地保全地区	無	—	—	—	—	

2. 建築基準法に基づく制限

項 目	所管課	窓口	市役所内	電 話	備 考
がけに関する制限（がけ条例）	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	愛知県建築基準条例第8条
建ぺい率	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	
（角地緩和など）	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	
容積率	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	
（特例容積率の適用）	都市計画課	都市政策係	南庁舎2 F	76-8156	（適用なし）
（道路幅員による容積率制限）	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	
敷地面積の制限 《地区計画内及び開発区域内のみ》	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	建築基準法第53条の2
外壁後退《地区計画内のみ》	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	建築基準法第54条
壁面線の制限	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	建築基準法第46条（指定なし）
絶対高さ制限 《第一・二種低層は10m、地区計画内は別途》	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	建築基準法第55条
道路斜線制限	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	建築基準法第56条第1項第1号
隣地斜線制限	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	建築基準法第56条第1項第2号
北側斜線制限	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	建築基準法第56条第1項第3号
日影規制	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	建築基準法第56条の2
道路の種類	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	建築基準法の道路種別
（位置指定道路・建築基準法上の道路種別）	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	
（公道・私道の別）	土木管理課	庶務係	南庁舎2 F	76-8162	
（公道幅員）	土木管理課	庶務係	南庁舎2 F	76-8162	
（私道幅員）	—	—	—	—	
（セットバック）	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2 F	76-8158	決定権者は愛知県建築指導課
（私道の廃止制限）	—	—	—	—	尾張建設事務所建築課にて協議
雨水・排水接続先	土木管理課	管理係	南庁舎2 F	76-8164	

重要事項調査シート（法令に基づく制限の調べ方） 尾張旭市版

3. その他の法令に基づく制限（主なもの）

※宅地建物取引業法施行令第3条の項

※	法 令	区 域	市内	所管課	窓口		電 話
3	古都保存法	歴史的風土特別保存地区	無	—	—	—	—
4	都市緑地法	緑化地域、特別緑地保全地区	無	公園農政課	公園緑地係	南庁舎2F	76-8161
5	生産緑地法	生産緑地地区	有	公園農政課	公園緑地係	南庁舎2F	76-8161
6	特定航空周辺特別措置法	航空機騒音障害防止地区 航空機騒音障害防止特別地区	無	—	—	—	—
7	景観法	景観計画区域	無	都市計画課	都市政策係	南庁舎2F	76-8156
8	土地区画整理法	土地区画整理事業	有	都市整備課	区画整理係	南庁舎2F	76-8159
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進特別措置法	住宅街区整備事業	無	—	—	—	—
10	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進法	地方拠点都市地域	無	—	—	—	—
11	被災市街地復興特別措置法	被災市街地復興推進地域	無	—	—	—	—
12	新住宅市街地開発法	新住宅市街地開発事業	無	—	—	—	—
13	新都市基盤整備法	新都市基盤整備事業	無	—	—	—	—
14	旧公共施設の整備に関連する市街地の改造法	—	無	—	—	—	—
15	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備法	—	無	—	—	—	—
16	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発法	—	無	—	—	—	—
17	流通業務市街地整備法	流通業務地区	無	産業課	商工振興係	南庁舎2F	76-8132
18	都市再開発法	市街地再開発促進区域	無	都市計画課	都市政策係	南庁舎2F	76-8156
19	幹線道路の沿道の整備法	沿道整備道路、沿道地区計画	無	都市計画課	都市政策係	南庁舎2F	76-8156
20	集落地域整備法	集落地区計画	無	都市計画課	都市政策係	南庁舎2F	76-8156
21	密集市街地における防災街区の整備の促進法	防災再開発促進地区 防災街区整備地区計画	無	—	—	—	—
22	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	歴史的風致維持向上計画重点地区	無	—	—	—	—
23	港湾法	臨港地区	無	—	—	—	—
24	住宅地区改良法	住宅地区改良事業	無	—	—	—	—
25	公有地の拡大の推進に関する法律	第4条該当	有	都市計画課	都市政策係	南庁舎2F	76-8156
26	農地法	農地	有	公園農政課	農政係	南庁舎2F	76-8133
27	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域	有	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2F	76-8158
		特定盛土等規制区域	無	都市計画課	建築住宅係	南庁舎2F	76-8158
		造成宅地防災区域	無	愛知県	都市計画課	本庁舎B1F	052-954-6119
28	マンション建替え円滑化法	—	—	愛知県	建築住宅係	本庁舎2F	052-954-6569
29	長期優良住宅普及促進法	—	—	愛知県	建築指導課	東大手庁舎3F	052-961-9719
30	都市公園法	公園一体建物に関する協定	無	公園農政課	公園緑地係	南庁舎2F	76-8161
31	自然公園法	国立公園、国定公園、自然公園	無	—	—	—	—

3. その他の法令に基づく制限（主なもの）

※宅地建物取引業法施行令第3条の項

※	法 令	区 域	市内	所管課	窓口		電 話
32	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域	無	—	—	—	—
33	近畿圏の保全区域の整備法	近郊緑地保全区域	無	—	—	—	—
34	都市の低炭素化の促進法	樹木保全推進区域内	無	—	—	—	—
35	生物多様性増進のための活動の促進等に関する法律	生物多様性維持協定区域	無	環境課	環境保全係	北庁舎 1 F	76-8136
36	水防法	浸水被害軽減地区	無	土木管理課	管理係	南庁舎 2 F	76-8164
37	下水道法	管理協定	無	下水道課	計画係	南庁舎 2 F	76-8165
38	河川法	河川保全区域	無	尾張建設事務所	維持管理課	三の丸庁舎	052-961-4421
39	特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川流域	無	—	—	—	—
40	海岸法	海岸保全区域	無	—	—	—	—
41	津波防災地域づくりに関する法律	津波防護施設区域	無	—	—	—	—
42	砂防法	砂防指定地	有	尾張建設事務所	維持管理課	三の丸庁舎	052-961-4421
43	地すべり等防止法	地すべり防止区域	無	尾張建設事務所	維持管理課	三の丸庁舎	052-961-4421
44	急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	無	尾張建設事務所	維持管理課	三の丸庁舎	052-961-4421
45	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域	有	尾張建設事務所	維持管理課	三の丸庁舎	052-961-4426
46	森林法	地域森林計画対象民有林 保安林	有	公園農政課	農政係	南庁舎 2 F	76-8133
47	森林経営管理法	経営管理権集積計画	無	公園農政課	農政係	南庁舎 2 F	76-8133
48	道路法	道路予定区域	有	土木管理課	庶務係	南庁舎 2 F	76-8162
49	踏切道改良促進法	滞留施設協定	無	土木管理課	庶務係	南庁舎 2 F	76-8162
50	全国新幹線鉄道整備法	行為制限区域	無	—	—	—	—
51	土地収用法	事業の認定を受けた起業地	無	都市計画課	都市政策係	南庁舎 2 F	76-8156
52	文化財保護法	重要文化財・史跡名勝天然記念物 周知の埋蔵文化財包蔵地	有	生涯学習課	文化振興係	中央公民館	53-1144
53	航空法	進入表面の制限	無	—	—	—	—
54	国土利用計画法	規制区域 監視区域 注視区域	無	都市計画課	都市政策係	南庁舎 2 F	76-8156
		その他区域での届出 （市街化区域＝2,000㎡以上、 市街化調整区域＝5,000㎡以上）	有				
55	原子炉等規制法	指定廃棄物埋設区域	無	—	—	—	—
56	廃棄物の処理及び清掃法	廃棄物が地下にある土地の指定区域	有	尾張県民事務所	廃棄物対策課	三の丸庁舎	052-961-8340
57	土壌汚染対策法	要措置区域、形質変更時要届出区域	無	尾張県民事務所	環境保全課	三の丸庁舎	052-961-7255
58	都市再生特別措置法	都市再生歩行者経路協定区域	無	—	—	—	—
		居住誘導区域 都市機能誘導区域	有	都市計画課	都市政策係	南庁舎 2 F	76-8156
59	地域再生法	集落生活圏区域	無	—	—	—	—
60	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進法	移動等円滑化経路協定区域	無	—	—	—	—

3. その他の法令に基づく制限（主なもの）

※宅地建物取引業法施行令第3条の項

※	法 令	区 域	市内	所管課	窓口	電 話	
61	災害対策基本法	指定緊急避難場所	有	危機管理課	災害対策係	北庁舎2 F	76-8127
62	東日本大震災復興特別区域法	復興整備事業	無	—	—	—	—
63	大規模災害復興法	復興整備事業実施区域	無	—	—	—	—
64	重要土地利用規制法	特別注視区域	無	—	—	—	—

4. その他

項 目	基準値等	区 域
線引き	昭和45年11月24日	市内全域
基準風速	32m/s	市内全域
垂直積雪量	35cm以上	市内全域
地震地域係数	1.0	市内全域
地表面粗度区分	Ⅲ	市内全域